群馬県多野郡神流町大字尾附字日影釜脇　五〇二番二
五〇二番四
五〇三番二
五〇三番一
五〇二番一
五〇二番二
丙五〇二番
字釜脇　甲二九三番
二九二番

○国土交通省告示第千百九十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条の九の規定により、同法第二十六条の六第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第二十六条の二十一第二号の規定により、公示する。

平成二十八年十一月八日

国土交通大臣　石井　啓一

○国土交通省告示第千百九十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年十一月八日

国土交通大臣　石井　啓一

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1376	せっこうボード及びねじを用いた準耐力壁の構造方法に応じて評価する方法	一－一　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	恩智製鋲株式会社 代表取締役 坂東　實	大阪府八尾市柏村町３－122	平成28年10月27日
1377	せっこうボード及びねじを用いた準耐力壁の構造方法に応じて評価する方法	一－一　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	トータル・ファスニング株式会社 代表取締役 大内　正年	福島県郡山市土瓜１丁目71番２号	平成28年10月27日
1378	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「パナホーム株式会社W」の構造方法に応じて評価する方法	一－一　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	パナホーム株式会社 代表取締役 松下　龍二	大阪府豊中市新千里西町一丁目１番４号	平成28年10月27日
1379	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「パナホーム株式会社W」の構造方法に応じて評価する方法	一－二　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	パナホーム株式会社 代表取締役 松下　龍二	大阪府豊中市新千里西町一丁目１番４号	平成28年10月27日
1380	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「パナホーム株式会社W」の構造方法に応じて評価する方法	一－四　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	パナホーム株式会社 代表取締役 松下　龍二	大阪府豊中市新千里西町一丁目１番４号	平成28年10月27日
1381	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「パナホーム株式会社W」の構造方法に応じて評価する方法	一－一　耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）	パナホーム株式会社 代表取締役 松下　龍二	大阪府豊中市新千里西町一丁目１番４号	平成28年10月27日
1382	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「パナホーム株式会社W」の構造方法に応じて評価する方法	一－二　耐震等級（構造躯体の損傷防止）	パナホーム株式会社 代表取締役 松下　龍二	大阪府豊中市新千里西町一丁目１番４号	平成28年10月27日
1383	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「パナホーム株式会社W」の構造方法に応じて評価する方法	一－四　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	パナホーム株式会社 代表取締役 松下　龍二	大阪府豊中市新千里西町一丁目１番４号	平成28年10月27日
1384	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）グランドメゾン浄水ガーデンシティプロジェクト１期－③」の構造方法に応じて評価する方法	一－四　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	（代表企業） 穐水ハウス株式会社　福岡マンション事業部 執行役員事業部長 吉崎　道夫	福岡県福岡市中央区天神１丁目15－６綾杉ビル８Ｆ	平成28年10月27日

○九州地方整備局告示第百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定するようとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年十一月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十一月八日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	二百八号	みやま市高田町徳島字渡里三二一番一から同市高田町徳島字渡里三五六番一まで	九州地方整備局及び福岡国道事務所

二　制限の対象となる占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

三　占用を制限する理由

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日

平成二十八年十一月九日

(一)　登録番号　1
(二)　登録講習実施機関の氏名又は名称　一般財団法人　全国建設研修センター
(三)　登録講習実施機関の変更後の代表者の氏名
浅野間一夫

○国土交通省告示第千百九十七号

建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年国土交通省令第八十三号。以下「改正省令」という。）附則第二条第二項及び第三条第二項の規定により読み替えられた建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。）第十八条の三の七の規定により、改正省令附則第二条第二項及び第三条第二項の規定により読み替えられた規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、改正省令附則第二条第二項及び第三条第二項の規定により読み替えられた規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十八年十一月八日

国土交通大臣　石井　啓一

(一)　登録番号　2
(二)　登録解体工事講習実施機関の氏名又は名称
一般財団法人　全国建設研修センター
(三)　登録解体工事講習実施機関の変更後の代表者の氏名
浅野間一夫